

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会定款

■第1章総則

(名称)

第1条 この法人はN P O法人家庭的保育全国連絡協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市川崎区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県大網白里市に置く。

■第2章目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、家庭的保育を運営している団体・個人に対して、全国的なネットワークを組織し、家庭的保育の理念である「国の未来を創造する子どもたちが地域の中で大切に育てられ、守られるために」家庭的保育制度の充実発展を目指し、情報の共有、相互交流を行うと共に、調査研究、研修などの事業を行い、家庭的保育の質の確保と向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 子どもの健全育成を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1 家庭的保育の普及活動に係る事業

広報活動の実施各種情報収集提供貢献活動

2 専門性の向上に関する事業

各種研修会の実施研究活動の支援各種資格取得講座への講師派遣

3 保育者が安心して働ける環境の整備に関する事業

事故対策マニュアルの作成緊急サポート体制の確立など

病死保険制度の創設と運営

4 育児支援に関する事業

イベント事業（親子で遊ぶ会などの企画と運営）

多様なニーズに応える活動（育児相談一時保育病後児保育など）

5 その他上記に関連する事業

(2) その他事業

保育に関する書籍などの制作と販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

■第3章会員 (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権を有する個人
- (2)準会員この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権は有さない個人及び団体
- (3)賛助会員この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条会員は、総会において別に定める年毎の会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

■第4章役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事8名以上20名以下
- (2)監事2名以上3名以下

2 理事のうち1名を理事長、2名以上3名以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は役員就任の日から2年又は翌々年の総会が終結するまでの期間のいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定で役員の任期を2年とした場合にあって、任期の末日において後任者が選任されていない場合は、同日後最初の総会が終結するまで、その期間を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

■ 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、オンライン会議システムによって総会に出席し表決、又はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項、第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（オンライン会議システムによる出席がある場合と書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

■ 第6章理事会

(構成)

第30条 理事会は理事と監事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法（電子メール）による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

■ 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号の掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益(6)

その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する

会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

■ 第8章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、この法人の目的と同等の目的を有する団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

■第9章公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

■第10章雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 鈴木道子

副理事長 谷勝子

副理事長 福島泰子

副理事長 水嶋昌子

理事 福川須美

理事 尾木まり

理事 濵谷昌史

理事 迫川朱美

理事 鈴木桂子

理事 竹村孝子

理事 市瀬多鶴子

理事 管谷章世

理事 矢後壽惠

理事 山口真実

理事 矢部久美子

理事 高槻由美子

理事 上田和子

理事 寺田磨理子

監事 高林泰雄

監事 松岡かよ子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009（平成21）年5月31日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定

めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2009（平成21）年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。年度途中での入会であっても、金額は同じとする。

正会員（個人） 6,000円

準会員（個人） 4,000円

準会員（団体） 5,000円

賛助会員（一年一
口） 2,000円

附則

この定款は平成22年7月4日から施行する。

附則

この定款は平成22年12月10日から施行する。

附則

この定款は平成25年5月26日から施行する。

附則

この定款は平成25年10月24日から施行する。

附則

この定款は平成27年10月1日から施行する。

附則

この定款は平成30年5月27日から施行する。

附則

この定款は令和4年8月1日から施行する。

附則

この定款は令和5年9月25日から施行する。

以上は、当法人の定款である。

令和5年9月25日

川崎市川崎区小田五丁目19番1号
NPO法人家庭的保育全国連絡協議会
理事 水嶋昌子